

## (2) 植物防疫法に基づく輸入規制

### ア 植物防疫法施行規則 別表一の二 (第5条の4関係 (植物防疫法第6条関係))

輸出国で栽培地検査を要する地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 平成30年9月26日農林水産省令第63号

#### ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
一. トルコ、オランダ、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、アルゼンチン	きくごぼう、てんさい、にんじん及びばれいしょの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)
三. オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、おらんだいちご、きくごぼう、トマト及びばれいしょの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)
四. インド、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オランダ、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、フィンランド、ペルルーシ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、チリ、ペルー、ボリビア、メキシコ	オプンティア・トルティスピナ、オプンティア・フラギリス、トマト、ばれいしょ、マミラリア・ビビバラ及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)
五. インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、エルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、斐ジー	アボガド、うこん、おくら、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しようが、しよくようかんな、だいしょ、ちや、とうもろこし、ばれいしょ、びんろうじゅ、らつかせい(さやのない種子を除く。)、アンスリューム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒノキ属植物、こしよう属植物、バショウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)

イ 植物防疫法施行規則 別表二(第9条関係(植物防疫法第7条関係))

輸入禁止地域、植物及び検疫有害動植物

最終改正 平成30年9月26日農林水産省令第63号

(ア)かんしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
六. インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アフリカ、アメリカ合衆国、ガイアナ、グアテマラ、西インド諸島、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア、パプアニューギニア、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにキャッサバの生塊根等の地下部	<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)
七. 中華人民共和国、アメリカ合衆国、ガイアナ、スリナム、西インド諸島、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ペルー、ハワイ諸島、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)
一三. アメリカ合衆国、ハワイ諸島	アボカド、アルファルファ、いんげんまめ、インディゴフェラ・ヒルスタ、おくら、きだちとうがらし、こしよう、さつまいも、さとうきび、すいか、だいこん、だいず、テーダまつ、とうがらし、どうもろこし、トマト、にがうり、パインアップル、ピヌス・エリオッティ、ペポかぼちや、メロン、らつかせい(さやのない種子を除く。)、リーキ、れいし、アンシリューム属植物(付表第四十九に掲げるものを除く。)、バショウ属植物、ふだんそう属植物及びみかん科植物の生植物の地下部	<i>Radopholus clyrop hilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)

(イ) ばれいしょ関係抜粋

地 域	植 物	検疫有害動植物
八. インド、ネパール、ブータン、トルコ、欧州(アルバニア、キプロス及びギリシャを除く。)、アルジェリア、チュニジア、南アフリカ共和国、カナダ、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物の生茎葉及び生塊茎等の地下部	<i>Synchytrium endobioticum</i> (ジャガイモがんしゅ病菌)
十. インド、インドネシア、スリランカ、パキスタン、フィリピン、イスラエル、iran、トルコ、レバノン、イスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あかざ属植物及びなす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部	<i>Globodera rostochensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)
十一. インド、パキスタン、トルコ、イスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、スイス、スウェーデン、スペイン、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、ラトビア、リトアニア、ロシア、カナリア諸島、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、コロンビア、チリ、パナマ、フォークランド諸島、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ニュージーランド	なす科植物(付表第四十六に掲げるものを除く。)の生塊茎等の地下部	<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)